**保険業務ガイドライン（改定案）**

**1. 課題認識**

保険業界は、リスクを計測・評価・管理し、保有・移転するリスクファイナンス機能の提供や、膨大な損害データを使った防災・減災、事故防止・軽減などのリスクソリューションサービスの提供、予防医療・健康情報の蓄積や医療機関ネットワークなど、他の金融セクターのなかでも、リスクに特化した特徴的な機能・役割をもっている。また、保険業界は幅広い顧客基盤を有している。一方、解決すべき社会的課題は、気候変動や生物多様性、人権問題など、幅広くかつ複雑であり、それらの解決には、上記の保険業界の機能・役割を最大限に活かしていかなければならない。また、投融資などの他の金融機能との組み合わせや、政策との連動、国際機関や市民社会組織との連携など、さまざまなセクターと連携することで、よりポジティブなインパクトの創出が可能となる。これらにより、保険業界は、長期的にお客さまや社会のリスクを軽減し、インクルーシブ（包摂的）で持続可能なグローバル社会、安心・安全で活力あふれる地域社会の形成に寄与していくことが求められる。

**2. 切り口と参照すべき基準等**

上記の課題認識に基づき、7つの原則に即した取組を進める上で推奨される切り口や参照すべき基準類として、以下のようなものが考えられる。

（1）金融機能全般への期待の認識とこれに基づく業態別の対応の検討【原則1】

署名機関は、持続可能な社会の実現に向けて金融・保険機能に期待される役割の全体像を理解し、その基盤の上に保険業態に則した取組を構築し、主体的に実践することが期待される。自らが担うべきポジティブインパクトの創出やネガティブインパクトの緩和の何たるかは、この検討と実践を通じて追求される課題である。

（2）本業の商品・サービスを通じた、お客さまや社会の持続可能性（サステナビリティ）の追求【原則2】【原則3】

補償対象とするリスクの性質や取引先およびそれを取り巻く環境に関する深い理解に基づき、お客さまや社会のリスクの回避・防止・軽減や機会の追求に役立つ保険商品・サービス（投融資を含む、以下同様）の開発・提供に取り組み、環境・社会課題の解決に貢献していく。また、気候変動の緩和と適応、脱炭素社会へのトランジションや環境技術の開発にともなうリスク、新しい環境ビジネスに関連したリスクを軽減し、機会を追求するような保険商品・サービスの開発・提供に取り組む。

また、署名機関は、業務プロセスを環境・社会課題の解決につながるものに変革するべく努める。

（3）取引先企業の事業やリスクに関する深い理解とこれらに基づく高質な対話【原則5】【原則6】

　複雑化する社会課題の解決には、多様なステークホルダーとの連携が不可欠であることから、積極的に広範なステークホルダーとの連携を図る。また、投融資先を含む取引先の事業やリスクに対する深い分析と理解による高質で建設的な対話（エンゲージメント）および適切な保険商品・サービス等の提供を通じて、取引先の企業価値向上および社会価値創出をサポ―トする。

（4）全ての基盤となる人的資本の充実と情報発信【原則4】【原則7】

持続可能な社会の実現に向けた取組の全ての基盤は人であるとの認識の下、役員、従業員、派遣社員等に対し、様々な環境・社会課題への理解が深まり、保険商品・サービス提供等を通じた課題解決について自ら考え実践することに資する教育・研修を行う。また、署名機関は、国内外の環境・社会関連基準やその動向を踏まえ、自らのサステナビリティに関する情報を積極的に様々なステークホルダーに開示することで、ステークホルダーとの建設的な対話を促進する。

以　上